

平成27年度 第15回庁議要旨

日時：平成27年11月2日（月）

午前9時30分～

会場：庁議室

[審議事項]

1 指定管理者の指定について（財務部）

平成27年度をもって指定管理期間が終了する施設及び平成28年度以降新たに指定管理する施設について、指定管理者の指定を行う。

(1) 主な内容

- ① 平成27年度をもって指定管理期間が終了する施設：80施設
うち、ア 指定管理を継続する施設：74施設
イ 指定管理者制度を継続しない施設：6施設
- ② 平成28年度新規に指定管理する施設：2施設
- ③ 新たに指定管理者の指定を行う施設合計（①ア+②）：76施設

(2) 今後の予定

- ・ 平成27年12月 市議会第4回定例会
指定管理者の指定議案及び債務負担行為補正を提案（指定管理料が発生する施設）

2 字の区域を新たに画することについて（河北総合支所）

県営ほ場整備事業(三輪田地区)の施行に伴い、事業区域内に存在する字を整理し、新たに画するもの。

(1) 主な内容

以下のとおり、字の全部又は一部が変更される。

変更後の字名	変更前の字名	全部・一部の別
三輪田字上区前	三輪田字土居上	一部
	三輪田字上新田	一部
	三輪田字新田待井	一部
	三輪田字右近田	一部
	三輪田字上中新田	一部
	三輪田字後遠堀	一部
	三輪田字後田	一部
	三輪田字下中新田	一部
	三輪田字西田	一部
	三輪田字田切	一部
	三輪田字堀ノ内五百刈	一部
	三輪田字六條	一部
	三輪田字迎田	一部

	三輪田字中六條 三輪田字寺待井 三輪田字蛭田 三輪田字豊前田 三輪田字江越 三輪田字竹ノ迫	一部 一部 一部 一部 一部 一部
三輪田字中区前西	三輪田字竹ノ迫四百刈 三輪田字千刈田 三輪田字長夫喰上 三輪田字長夫喰下 三輪田字馬場中 三輪田字馬場上 三輪田字馬場下	一部 一部 全部 一部 一部 一部 一部
三輪田字中区前東	三輪田字新寺前 三輪田字稻荷崎 三輪田字櫻崎 三輪田字新西待井 三輪田字櫻崎西待井 三輪田字二反田 三輪田字新引浪前 三輪田字内記田	一部 一部 一部 一部 一部 一部 一部 一部
三輪田字下区前	三輪田字久根前上 三輪田字久根前田待井 三輪田字廣畑沖 三輪田字中里沖 三輪田字中谷地 三輪田字梅木 三輪田字赤柴新田 三輪田字赤柴上 三輪田字赤柴下	一部 一部 一部 一部 一部 一部 一部 一部 全部

(2) 今後の予定

- ・平成27年12月 市議会第4回定例会
「字の区域を新たに画することについて(議案)」提案
- ・平成28年11月 権利者会議
- ・平成29年12月 換地処分登記

3 字の区域を変更することについて(河南総合支所)

農村地域復興再生基盤総合整備事業(河南4期地区)の施行に伴い、事業区域内の字の区域を変更するもの。

(1) 主な内容

以下のとおり、字の全部又は一部が変更される。

変更後の字名	変更前の字名	全部・一部の別
須江字山森	須江字午莠土手	一部
須江字梶田	須江字山森	一部
須江字塩下前	須江字池袋	一部
須江字正太郎	須江字館山根	一部
須江字茄子川前	須江字正太郎	一部
	鹿又字御蔵田	一部

(2) 今後の予定

- 平成27年12月 市議会第4回定例会
「字の区域を変更することについて(議案)」提案
- 平成28年 2月 権利者会議
- 平成28年 6月 換地計画確定

[報告事項]

1 長野県諏訪市との災害時相互応援に関する協定締結について（総務部）

災害時における救援物資の提供、職員の派遣、被災住民の受入れの相互応援を行い、もって住民の生命の安全と生活基盤の確保に寄与することを目的として、災害時応援協定を締結する。

(1) 主な内容

諏訪市と本市のいずれかの市域内において、地震風水害等の災害が発生した場合、災害対策基本法の趣旨を踏まえ、友愛精神をもって、以下の点について相互に支援を行う。

- ① 食糧、飲料水、生活必需物資及びこれらの供給に必要な資機材の提供
- ② 被災者の救出、医療及び防疫並びに施設等の応急復旧活動に必要な資機材及び物資の提供
- ③ 救援、救助及び応急復旧活動に必要な車両等の提供
- ④ 救助及び応急復旧に必要な職員等の派遣
- ⑤ 被災者の一時収容のための施設の提供
- ⑥ 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

(2) 今後の予定

- 平成27年11月12日（木）10：00 締結式（市役所4階庁議室）

2 原子力発電施設等立地地域における固定資産税の不均一課税及び過疎地域における課税免除適用期間の延長について（財務部）

原子力発電施設等立地地域における振興及び過疎地域における自立促進を図るため、指定区域内において新たに進出した企業等が、一定の条件を満たす固定資産(土地、家屋、償却資産)を取得した場合、条例により固定資産税の不均一課税、課税免除を適用しているが、その適用期間を延長するもの。

(1) 主な内容

新設又は増設された対象設備等の取得期限を平成27年3月31日と規定していたが、平成29年3月31日に延長するもの。

(2) 今後の予定

- 平成27年12月 市議会第4回定例会に関連条例改正提案
(公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用)

3 被災市街地復興土地区画整理事業に伴う市有地の処分に係る価格の鑑定評価方法を変更することについて（復興事業部）

現在施行している被災市街地復興土地区画整理事業の新門脇地区、湊東地区、湊北地区、下釜第一地区において、円滑な換地割り込み作業のため先行取得している換地調整用地について、処分価格の鑑定評価の方法を改めることで、再建者の土地利用の増進を図るとともに市有地の処分を促進するもの。

(1) 主な内容

隣接する仮換地所有者に当該市有地を売り払う場合の価格評価方法を変更する。

i 現行の評価方法

隣接する仮換地と一体的な土地の位置及び形状として勘案した鑑定評価を参考とする。

ii 改正後の評価方法

現行の方法による鑑定評価と、当該市有地を単体の土地として位置及び形状を勘案した鑑定評価のいずれか低い方を参考にする。

これにより既に売り払った土地について処分価格に差額が生じる場合は、買受人に対し差額相当分を返還するものとして附則を設ける。

(2) 今後の予定

- 平成28年1月 差額返還開始

4 地区計画区域内における建築物の制限について（建設部）

被災市街地復興土地区画整理事業地内の土地の一部に、新たに地区計画を決定したことに伴い、条例で定める当該地区に建築可能な建築物の種類について必要な変更を行うもの。

(1) 主な内容

- ① 新渡波地区の低層住宅地区Aに建築できるものとして、長屋（公営住宅）、中学校、保育所を追加する。

	変更前	変更後
建築できるもの	1 一戸建ての住宅	1 一戸建ての住宅
	2 兼用住宅	2 <u>長屋（公営住宅法に規定する公営住宅に限る。）</u>
	3 巡査派出所、公衆電話所等	3 兼用住宅
	4 集会所	4 巡査派出所、公衆電話所等
	5 附属建築物	5 集会所
		6 <u>中学校</u>
		7 <u>保育所</u>
		8 附属建築物

- ② 新渡波地区の低層住宅地区Aの高さ制限（10m）から中学校を除外する。

- ③ 新渡波西地区の沿道業務地区に建築できるものとして、消防署を追加する。

	変 更 前	変 更 後
建 築 で き る も の	1 一戸建ての住宅（1階を除く）	1 一戸建ての住宅（1階を除く）
	2 幼稚園	2 幼稚園
	3 神社、寺院、教会等	3 神社、寺院、教会等
	4 老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホーム等	4 老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホーム等
	5 診療所	5 診療所
	6 巡査派出所、公衆電話所等	6 消防署
	7 病院	7 巡査派出所、公衆電話所等
	8 老人福祉センター、児童厚生施設等	8 病院
	9 店舗、飲食店、事務所等	9 老人福祉センター、児童厚生施設等
	10 展示場	10 店舗、飲食店、事務所等
	11 工場	11 展示場
	12 付属建築物	12 工場
		13 付属建築物

(2) 今後の予定

- ・ 平成27年11月 都市計画決定の告示
- ・ 平成27年12月 市議会第4回定例会

「石巻市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例」改正提案

5 石巻市牡鹿製氷冷蔵庫及び石巻市水産物地方卸売市場牡鹿売場の位置の変更について

(牡鹿総合支所・産業部)

石巻市鮎川浜丁16番地にあった石巻市牡鹿製氷冷蔵庫と石巻市鮎川浜丁56番地にあった石巻市水産物地方卸売市場牡鹿売場は、今回の震災により多大な被害を受けた。

両施設は従前の牡鹿売場跡地に合築で再建工事を行っており、平成28年4月の供用開始予定であるため、条例で定める両施設の位置の変更を行う。

(1) 主な内容

- ・ 変更前：石巻市牡鹿製氷冷蔵庫 石巻市鮎川浜丁16番地
石巻市水産物地方卸売市場牡鹿売場 石巻市鮎川浜丁56番地
- ・ 変更後：両施設 石巻市鮎川浜丁55番地

(2) 今後の予定

- ・ 平成27年12月 市議会第4回定例会
石巻市牡鹿製氷冷蔵庫条例及び石巻市水産物地方卸売市場条例の一部改正提案
(平成28年4月1日施行)

6 石巻市寄磯診療所の位置の変更について (牡鹿総合支所)

石巻市寄磯浜前浜28番地28にあった旧石巻市寄磯診療所は、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震とその後襲来した巨大津波により流失し、平成23年11月1日から石巻市前網浜田鳥3番地7に仮設プレハブの診療所を建設し診療を行っている。

現在再建工事を進めており、平成28年1月の供用開始を予定しているため、条例で定める位置の変更を行う。

(1) 主な内容

- ・ 変更前：石巻市前網浜田鳥3番地7

- ・ 変更後：石巻市寄磯浜赤島 2 番地 1
- (2) 今後の予定
 - ・ 平成 27 年 12 月 平成 27 年市議会第 4 回定例会
石巻市診療所条例の一部改正を提案（平成 28 年 1 月 1 日施行）。
 - ・ 平成 27 年 12 月 15 日 工事完成
 - ・ 平成 28 年 1 月 4 日 供用開始

7 旧観慶丸商店の文化財指定(市指定)について（教育委員会）

昭和 5 年（1930 年）に建設された旧観慶丸商店は、当時の部材を遺し、工法も特徴的であるため文化財としての価値が高い建築物である。

このため石巻の歴史文化の展示施設として保存活用を図り、中心市街地活性化の一助とすることを目的に、建築基準法の適用除外を受けた上で旧来の姿に復元するため、市文化財として指定した。

(1) 主な内容

・ 施設概要

種 別	石巻市指定有形文化財
名 称	旧観慶丸商店
所 在 地	石巻市中央三丁目 33 番地 5 ほか
構 造	店舗部：木造三階建て 陸屋根 パラペット：スペイン瓦葺 居住部：木造二階建て 瓦葺
建築面積	309.8 m ²
建築年代	昭和 5 年（1930 年）

(2) 今後の予定

- ・ 平成 27 年 11 月 建築基準法の除外申請
- ・ 平成 27 年 11 月末 実施設計完了
- ・ 平成 28 年 1 月 耐震、構造補強、災害復旧工事発注
- ・ 平成 28 年度末 完成、開館

[その他]

1 職員自らの非常用食料の備蓄（職員備蓄）の推進について（総務部）

総務部より、職員備蓄の斡旋について周知があった。

(1) セット内容・価格

白ご飯 2 食、わかめご飯・ひじきご飯・五目ご飯・パン各 1 食、飲料水（500ml）3 本
1 セットあたり 2,000 円

2 石巻女川 IC 開通後の交通量について（建設部）

建設部より、石巻女川 IC 開通後の交通量調査結果及び蛇田交差点の渋滞が緩和された状況について報告があった。

(1) 主な内容

- ・ 石巻河南 IC、石巻女川 IC、河北 IC の平日合計交通量は約 1 割増。
- ・ 蛇田交差点の渋滞緩和：ピーク時渋滞延長が 450m → 90m へ減少。

3 イタリアフードフェスタの開催について（産業部）

産業部より、イタリアフードフェスタの開催について周知があった。

(1) 主な内容

① 抽選イベント

参加協力店の指定メニューを食べて抽選に応募＝5000円相当のプレゼントが10名に当たる。

開催期間：平成27年10月23日（金）～平成27年11月23日（月）

② “ぐるっと” イタリアン

期間中5枚1綴り（3000円）のチケットを購入すると、1枚当たり1ドリンクと1ショートフードが参加協力店より提供される。

開催期間：平成27年11月26日（木）～平成27年11月30日（月）

以 上

